第三　災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第二号の組合等が定める数量は、次に掲げる数量とする。

一　標準収穫量準則第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額（法第百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めた場合にあっては、過去五年間における当該組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料に基づき果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積及び基準品質指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に組合員等ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

二　標準収穫量準則第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあっては、過去五年間における規則第八十七条第三項に規定する青色申告書及びその関係書類に基づき果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に統計単位地域ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

2　第一項第一号の基準品質指数は、当該組合等の区域内における当該類区分に係る果実の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等の当該類区分に係る果実の単位数量当たり価格の比として当該組合等の定める指数とする。

第四　関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量、樹園地別基準収穫量又は規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第二号の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百三十一条第二号及び同令第百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定に基づき、同令第百三十一条第二号及び同令第百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定による果実の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百三十一条第二号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）（同条第五項の規定により細区分が定められた類区分を定めたときは、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとの同号の果実の収穫量に、次に掲げる指数を乗じて行うものとする。

一　果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「標準収穫量準則」という。）第一第一項第二号イの規定により標準収穫量（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めた場合にあっては、標準収穫量準則第一第一項第二号イに規定する標準品質指数に、当該標準品質指数の算出の基礎となった当該組合員等が過去二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数を乗じて得た指数

二　標準収穫量準則第一第一項第二号ロの規定により標準収穫量を定めた場合にあっては、当該組合員等が過去五年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数

2　規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第一号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分ごとの同号の果実の収穫量に、次に掲げる指数を乗じて行うものとする。

一　標準収穫量準則第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額（法第百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めた場合にあっては、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第三第一項第一号の基準品質指数に、当該基準品質指数の算出の基礎となった当該組合員等が過去二年間に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数を乗じて得た指数

二　標準収穫量準則第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあっては、当該組合員等が過去五年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畑作物共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

畑作物共済損害認定準則

第一　組合等が行う損害の額の認定

1　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、全相殺方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について法第百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、その通知をした組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培を行う農作物に係る収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度。以下第六項及び第二第一項において同じ。）又は養蚕を行う蚕繭に係る収繭量を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　畑作物共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十四号。以下「設定準則」という。）第一第一項第一号イの規定に基づき基準収穫量（法第百五十三条第一項第一号の基準収穫量をいう。以下同じ。）を定めている場合　当該組合員等からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（以下「出荷資料」という。）の確認

二　設定準則第一第一項第一号ロの規定に基づき基準収穫量を定めている場合　当該組合員等の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類の確認

三　設定準則第三第一項の規定により基準収繭量（法第百五十三条第一項第一号の基準収繭量をいう。）を定めている場合　当該組合員等からその生産した繭について売渡しを受けた者の当該売渡しに係る資料の確認